

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	塩野義製薬株式会社			コード	4507
提出日	2024/6/3	異動(予定)日	2024/6/20		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議され、「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」の記載内容に変更が生じたため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	安藤 圭一	社外取締役	○													○	訂正・変 更	有
2	尾崎 裕	社外取締役	○													○	訂正・変 更	有
3	高槻 史	社外取締役	○													○	訂正・変 更	有
4	藤原 崇起	社外取締役	○													○	訂正・変 更	有
5	藤沼 亜起	社外監査役	○													○	訂正・変 更	有
6	奥原 圭一	社外監査役	○													○	訂正・変 更	有
7	後藤 順子	社外監査役	○													○	訂正・変 更	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		安藤圭一氏は、金融機関の経営者としての実務経験や財務・ファイナンスに関する幅広い識見を有するとともに、企業経営者として、当時、岐路に立たされていた関西の空港運営事業について、国、大阪府・大阪市と非常に難易度の高い調整を適切に取りまとめ、現在の関西経済をけん引する関西エアポート株式会社の礎を築かれた経験・識見等を有しております。 当社の取締役会におきまして、議長として議案の適時性・的確性も考慮しつつ、重要な経営資源が有効活用されるよう、予算立案・管理や投資を含めた資本政策、リスクマネジメントの観点から多くの質問や意見を出され、的確に助言いただいております。 このことから、経営者や特定の利害関係者に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行っていただくことを目的に、取締役会の決議により独立役員に選任いたしました。
2		尾崎裕氏は、関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織運営に関する豊富な実務経験と幅広い識見を有するとともに、大阪商工会議所の前会頭として、就任時に策定された中期計画に基づき大阪・関西の成長力強化を推進され、また、ライフサイエンス産業の振興にも注力されました。 当社の取締役会におきまして、投資や事業提携も含めたビジネスやマーケティング、サプライチェーンに関する的確な質問や助言を多くいただいております。 このことから、これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただくことを目的に、取締役会の決議により独立役員に選任いたしました。
3		高槻史氏は、国際企業法務に携われてきた弁護士立場および中国のライフサイエンス・ヘルスケア産業に係る法務対応の豊富な経験と専門的な識見を有しております。 同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、当社の取締役会におきまして、国際企業法務の観点から、特に中国を含むアジアでのビジネス展開に関して質問いただくとともに、コンプライアンスに関して的確に助言いただいております。 このことから、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行っていただくことを目的に、取締役会の決議により独立役員に選任いたしました。
4		藤原崇起氏は、関西を中心とした都市交通、不動産、エンタテインメント事業などを行うグループ会社の経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見を有し、当社の取締役会におきまして、主に人材マネジメントやコンプライアンスに関して的確に助言いただいております。 このことから、これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただくことを目的に、取締役会の決議により独立役員に選任いたしました。

5		<p>藤沼亜起氏は、財務・会計の高度な専門性を有し、日本公認会計士協会会長を始め多くの要職を担われた経験に加え、多様な企業の社外取締役、社外監査役としても豊富な経験や幅広い識見を有しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士としての豊富な実務経験を踏まえ、財務・会計の視点でより質の高い当社の監査を行っていただいております。また、監査役会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。</p> <p>このことから、財務・会計の高度な専門性やサステナビリティに係る環境変化を考慮し、社外監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、当社の監査に反映していただくことを目的に、取締役会の決議により独立役員に選任いたしました。</p>
6		<p>奥原圭一氏は、製薬企業のみならず異業種との提携によるイノベーションが重要視される社会環境において、ベンチャーキャピタル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有するとともに、公認会計士としての財務・会計の高度な専門性を有しており、変化の激しいビジネス環境に即した監査を行っていただいております。</p> <p>取締役会におきまして、主に投資やデジタルを含むヘルスケア産業全般についての確に助言いただいております。また、監査役会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。</p> <p>このことから、変化の激しいビジネス環境への適応や財務・会計の高度な専門性を考慮し、社外監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、当社の監査に反映していただくことを目的に、取締役会の決議により独立役員に選任いたしました。</p>
7		<p>後藤順子氏は、公認会計士として財務・会計の高度な専門性ととも、デロイトトーマツグループおよび有限責任監査法人トーマツのボード議長を務めるなど豊富な経営経験や幅広い識見を有しております。</p> <p>取締役会におきまして、主に財務・会計やコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスについての確に助言いただいております。また、監査役会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。</p> <p>このことから、財務・会計の高度な専門性や企業のボード議長としての豊富な経営経験や幅広い識見により、社外監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、当社の監査に反映していただくことを目的に、取締役会の決議により独立役員に選任いたしました。</p>

#### 4. 補足説明

<p>当社が定める「独立社外役員の要件および独立性判断基準」は次のとおりです。</p> <p>《要件》</p> <p>①経営に関する経験や専門的知識に基づく優れた識見や能力を備え、それらを適切に発揮できる</p> <p>②社外役員としての役割を認識し、時機を失することなく当社経営陣に忌憚のない意見・提言ができる</p> <p>③当社経営陣のみならずステークホルダーの皆さまに真摯に向き合う人格を有する</p> <p>④一般株主と利益相反のおそれなく、当社と社外役員個人との間に利害関係がない</p> <p>《独立性判断基準》</p> <p>①当社グループの主要株主（総議決権の10%以上の株式を保有する株主もしくは上位5位内の株主）、もしくは、当該主要株主が法人・機関等である場合には当該法人・機関等の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと</p> <p>②当社グループが主要株主（総議決権の10%以上を保有する会社もしくは上位5位内の会社）である会社の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと</p> <p>③当社グループの主要な取引先の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと</p> <p>なお、「当社グループの主要な取引先」とは次のいずれかをいう</p> <p>a 当社グループの直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当社グループからの当該取引先への支払額が、当社グループの連結売上高の2%以上となる取引先</p> <p>b 当社グループの直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当社グループによる当該取引先からの受取額が、当社グループの連結売上高の2%以上となる取引先</p> <p>④当社グループを主要な取引先とする取引先の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと</p> <p>なお、「当社グループを主要な取引先とする取引先」とは次のいずれかをいう（⑤が適用される場合は除く）</p> <p>a 当該取引先の直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当該取引先からの当社グループへの支払額が、当該取引先の連結売上高の2%以上となる取引先</p> <p>b 当該取引先の直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当該取引先による当社グループからの受取額が、当該取引先の連結売上高の2%以上となる取引先</p> <p>⑤本人がコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家である場合、本人もしくは本人の所属する法人・機関等が、当社グループから本人の取締役・監査役報酬以外に以下の報酬を受け取っていないこと</p> <p>a.（個人の場合）年間1,000万円以上の報酬</p> <p>b.（法人・機関等の場合）本人の所属する法人・機関等の直近事業年度を含む直近過去3年の事業年度の平均において、当該法人・機関等の連結売上高の2%もしくは年間1,000万円のいずれか高い方の額以上の報酬</p> <p>⑥当社グループから年間1,000万円以上の寄附を受けている法人・団体等に属していないこと</p> <p>⑦当社グループの社外取締役の在任期間が10年を超えていないこと</p> <p>⑧当社グループの社外監査役の在任期間が12年（3期）を超えていないこと</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。